

公益財団法人とちぎ未来づくり財団

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日 ~ 令和 12 年 3 月 31 日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標 1 男性の平均勤続年数に対する女性の平均勤続年数割合を80%以上とする

<実施時期・取組内容>

- 令和7年4月～ 育児及び介護と仕事の両立を図るために、取得できる休暇等の制度について全職員に周知するとともに、対象職員には個別に詳細な説明を行う。
- 令和7年4月～ 育児及び介護と仕事の両立を支援するため必要な職場環境の改善や制度の導入について検討する。
- 令和8年4月～ 毎年前年度の実績を把握するとともに、改善が必要な場合は随時対策を行う。

目標 2 プロパー職員の年次有給休暇の取得率を60%以上とする

<実施時期・取組内容>

- 令和7年4月～ 年度当初の会議等において各所属長に対し、年次有給休暇の取得義務日数及び取得促進について周知を行う。
- 令和7年4月～ 毎年定期的に全職員の取得状況を把握し、各所属に情報提供を行うとともに、取得率の低い職員には個別に取得について働きかけを行う。
- 令和8年4月～ 毎年前年度の実績を把握するとともに、改善が必要な場合は随時対策を行う。